



税制改正

ご存知ですか？ 扶養控除の見直し

平成23年1月の給与から、手取り金額が以前と比べて減っているなあと感じていらっしゃる人もいます。それは、平成22年度の税制改正で、扶養控除の見直しがなされているからです。

改正前の概要

扶養親族とは、居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下である者をいいます。また扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者を特定扶養親族といい、年齢70歳以上の者を老人扶養親族といいます。居住者に扶養親族がある場合には、その居住者の年分の所得から扶養親族一人につき38万円を控除できます。扶養親族が特定扶養親族である場合は、63万円（38万円+25万円）を控除することができ、その扶養親族が老人扶養親族である場合は48万円を控除することができます。

改正のポイント

① 子ども手当で扶養控除廃止

平成22年4月より子供手当が支給されています。これは、相対的に高所得者に有利な所得控除（注1）から、相対的に支援が必要な人が有利になる「控除から手当へ」の考え方から導入されています。この子供手当の導入により、年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者）に対する扶養控除（38万円）が廃止されました。（注1：所得控除の場合、高所得者に適用される税率が低所得者に適用される税率より高いため、負担軽減額は高所得者のほうが低所得者よりも大きくなります）

② 高校無償化で控除縮小

高校の授業料無償化に伴って、年齢16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する25万円の上乗せがなくなり、年齢16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に対する控除額は38万となりました。よって、扶養親族のうち特定扶養親族の対象

範囲は年齢19歳以上23歳未満の者となりました。

改正に伴う留意点

この改正は平成23年分以後の所得税について適用されます。このため、平成23年1月の給与から控除される所得税が増加し、手取り金額が減っている人がでてきます。そして住民税については平成24年度分以後に適用されます（注：控除金額は所得税における控除金額と異なります）。

また、所得税や住民税以外にも影響が及びますので注意が必要です。例えば、税額と連動している国民健康保険料があります。子供手当や高校無償化によって得られる金額と、税金等の負担増加による金額はそれぞれご家庭の所得や扶養親族の状況で変わります。一度ご自分の試算をされる事をお勧めいたします。



毎月ニュースレターを発行しています。配信ご希望の方は住所、氏名（会社名）、TEL・FAX番号、メールアドレスをお知らせくださいませ。

大平 弘毅（おおひら ひろたか）
大平弘毅税理士事務所
税理士・AFP（日本FP協会認定）
TEL 058-294-7068
E-mail h.o.taurus@h6.dion.ne.jp